

第66回 北九州市都市計画審議会

(審議概要)

(1) 会議の日時・場所 平成28年 8月17日(水) 14:00～
ホテルクラウンパレス小倉 2階

(2)出席した委員および臨時委員の氏名

	氏名	役職	出欠
1	赤川 貴雄	北九州市立大学国際環境工学部建築デザイン学科 准教授	○
2	井上 龍子	八幡駅前開発株式会社 代表取締役社長	○
3	内田 晃	北九州市立大学地域戦略研究所 教授	○
4	籠田 淳子	福岡県建築士会北九州地域会 副代表	×
5	白木 裕子	一般社団法人日本介護支援専門員協会 理事	×
6	神 陽子	九州国際大学法学部 准教授	×
7	寺町 賢一	九州工業大学大学院工学研究院建設社会工学研究系 准教授	○
8	中村 雄美子	NPO法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee 代表理事	×
9	林田 法恵	北九州商工会議所女性会 副会長	○
10	原賀 美紀	産業医科大学産業保健学部 准教授	○
11	原田 美紀	原田・川原法律事務所 弁護士	○
12	久野 善隆	北九州市西部農業委員会 会長	○
13	福山 節子	福岡県不動産鑑定士協会北九州支部 不動産鑑定士	○
14	柳井 雅人	北九州市立大学経済学部 教授	○
15	戸町 武弘	北九州市議会議員 自由民主党	○
16	山本 眞智子	北九州市議会議員 公明党	○
17	香月 耕治	北九州市議会議員 自由民主党	○
18	世良 俊明	北九州市議会議員 ハートフル北九州	×
19	木下 幸子	北九州市議会議員 公明党	○
20	石田 康高	北九州市議会議員 日本共産党	○
21	高山 勲	福岡県警察本部 交通部長	代
22	永井 博文	北九州市自治会総連合会 副会長	○
23	築別 悦子	北九州市女性団体連絡会議 会長	×
24	岩下 陽市	公募	○

※ ○は出席、×が欠席、代は代理出席を表す。

(3)議事要旨

別紙のとおり

議題

付議事項

- (1) 議題第289号 北九州都市計画公園の変更について
曾根臨海公園【小倉南区】
- (2) 議題第290号 北九州都市計画地区計画の変更について
曾根地区【小倉南区】
- (3) 議題第291号 建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の
用途に供する建築物の敷地の位置について【若松区】
- (4) 議題第292号 北九州市都市計画マスタープランの見直しについて(中間答申)
北九州市立地適正化計画(案)

諮問事項

- (5) 議題第293号 福岡県が定める北九州都市計画に関する市の意見について(諮問)
都市計画区域の変更
- (6) 議題第294号 福岡県が定める北九州都市計画に関する市の意見について(諮問)
「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)の変更

報告事項

- (7) 建築基準法等の一部改正に伴う北九州都市計画地区計画の修正について

第 66 回北九州市都市計画審議会 議事要旨
(主な質問・意見と回答)

議題第 289 号 北九州都市計画公園の変更について

曾根臨海公園 (小倉南区)

○質問

1. 今後、公共施設を増やさないという公共施設マネジメントの方向性と、今回の公園整備は整合が取れているのか。
2. 文化記念公園等、活用できる公園があるにもかかわらず、新たに整備することについて、他区の理解を得られるのか。

●回答

1. 公共施設マネジメントに当公園は存続施設として位置づけられており、整合性は取れている。また、公共施設マネジメントは建物の統廃合等を中心に検討されており、公園自体の廃止は対象外である。
2. 従前からの市東部におけるグラウンド不足解消のため、今回整備を行うものである。

○意見

3. 公園整備による地域の生態系への影響は大きいと思われる。新たに植樹する樹種は周囲の植生等の調査や専門家への聞き取りを行い、慎重に選定していただきたい。
4. 曾根臨海公園は、最寄駅等からも遠く、公共交通によるアクセスが非常に懸念される。中学、高校生等、自分では車を運転することができない利用者に対する配慮も検討していただきたい。

議題第 290 号 北九州都市計画地区計画の変更について

曾根地区 (小倉南区)

○質問・意見 なし

議題第 291 号 建築基準法第 51 条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【若松区】

○質問

5. 運搬は全て若戸大橋を通るのか。

●回答

5. 事業者からそのように運搬計画書が提出されている。

議題第 292 号 北九州市都市計画マスタープランの見直しについて（中間答申）

北九州市立地適正化計画(案)

○質問

6. 立地適正化計画に各種届出様式が記載されているが、届出方法等についての詳細な案内が無い。今後、届出制度の運用方法や様式に関する周知方法について、どうするのか。
7. 計画実施による経済効果等の概念を取り入れられるのか。

●回答

6. 立地適正化計画に記載のとおり、居住誘導区域外での3戸以上または、1,000㎡以上の住宅に係る開発行為等を行う場合には、市長への届出が必要となる。
そのため、届出は主に宅地開発業者等により行われることを想定しており、建築の確認申請等をする際に、チラシ等を配布するなどして周知の徹底を図りたい。
7. 立地適正化計画による効果を定量的に表すことは困難である。都市構造が集約された結果を、定性的な表現ではあるが、計画書内に記載している。

○意見

8. この計画の持っているインパクトを考えると、相当な努力でもって周知する必要があるのではないか。非常にデリケートな内容も多いため、広報の仕方を検討していただきたい。
9. 本計画は大変長期的に取り組む計画であるが、そのような印象が非常に薄い。時間軸の部分をもう少し強調したほうがよい。

議題第 293 号 福岡県が定める北九州都市計画に関する市の意見について(諮問)

都市計画区域の変更

○質問・意見 なし

議題第 294 号 福岡県が定める北九州都市計画に関する市の意見について(諮問)

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）の変更

○質問

10. 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、人口指標、商業指標、交通指標が設定されている。この人口指標と交通指標は、北九州市が策定している立地適正化計画、公共交通網形成計画の将来目標と齟齬は無いのか。
11. 交通指標とは何か、うかがいたい。

●回答（後日）

10. 人口指標について、齟齬はきたしていない。
交通指標は考え方（評価内容）が異なるため、単純に比較できない。
11. 北九州都市圏におけるパーソントリップ調査の発生集中量を広域拠点及び拠点、基幹公共交通軸の駅周辺、半径約500m内及び、公共交通軸の周辺300m内とそれ以外の地域で比較したもの。

報告事項 建築基準法等の一部改正に伴う北九州都市計画地区計画の修正について

○質問・意見 なし